

死刑制度に関する世論調査についての検討会
(第1回会議)
議事録

- 第1 日 時 平成26年8月28日(木) 自午後零時57分
至午後3時07分
- 第2 場 所 法務省地下1階会議室
- 第3 議 題 死刑制度に関する世論調査について
- 第4 議 事 (次のとおり)

○中村刑事法制企画官 皆様お集まりですので、「死刑制度に関する世論調査についての検討会」の第1回会合を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。司会進行につきましては、刑事法制企画官の中村が務めさせていただきます。まず、始めに、刑事局担当の大臣官房審議官の上富から、本会合の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

○上富官房審議官 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

この検討会は、年内にも実施が予定されております政府の死刑制度に関する世論調査に関しまして、当省でその質問文の案を作成するに当たって、専門的な見地からの御意見等を賜るため、開催させていただきました。死刑制度に関する政府の世論調査は、過去9回にわたって実施されてきておりまして、死刑制度の在り方を検討する上で非常に重要な意義を有していると考えておりますので、この問題に関する国民の意識がどのようなものであるのかを的確に把握できるものとなるように先生方の御指導をお願いしたいと存じております。

なお、このような専門家の先生方にお集まりいただく形の検討会を行いますのは、平成6年に実施された調査に関する御検討を頂いて以来、20年ぶりのこととなります。当時、先生方に御検討を頂いて策定いたしました質問文は、その後、若干の技術的な変更はございましたが、前回平成21年の調査まで4回にわたり、継続的に使われておりました。

これまでのこの質問文自体につきましては、合理的で妥当なものと考えて世論調査を実施してきたところでございますけれども、この間、質問表現に対する御批判もありましたし、質問主題自体についても加えるべきものがあるのではないかなどの御指摘もありました。そこで、この機会に、それらの御批判をも踏まえまして、質問表現を変更する必要性が生じているのかなどについて御検討いただくとともに、私どもが検討しております新たな質問主題に関しましても御意見を賜りたいと存じております。

よりよい世論調査が実施できるようにしたいと考えておりますので、このような趣旨を御理解いただき、忌たんのない御意見を頂くとともに、活発な御議論を行っていただけますよう、お願い申し上げます。

○中村刑事法制企画官 まず、本日は第1回目の会合でございますので、出席の皆様方に簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。恐縮でございますけれども、谷藤先生から時計回りに順に御所属とお名前程度で結構でございますので、よろしく願いいたします。

○谷藤教授 早稲田大学の谷藤でございます。このような場に参加させていただきましてどうもありがとうございます。この前のこれまでの調査については結果だけではなくと参照しておりまして、ずいぶん日本人の世論意識であるようなものを捉えるための私が正に学んだ先生方が前の案を作った方々なので、改めてその先生方が作ったことについて何かコメントできる機会といわれるようなものが訪れるとは全く考えておりませんでしたので、貴重な機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。できる限り努力したいという

ふうに思います。よろしく願い申し上げます。

○吉野教授 統計数理研究所の吉野と申します。よろしくお願いいたします。皆さん御存知であると思いますが、統計数理研究所は戦後、政府の各種統計調査の科学的な基盤を作った研究所であって、特に戦後の民主主義を発展させるための科学的な方法での世論調査を、政府関係者と一緒になって作り上げてきました。さらに、政府を乗り越えて民間のマスコミの方々あるいは民間の調査会社の方々を含めて、現在、谷藤先生も世論調査協会の役員ですが、様々な調査関係機関の方々と協力して、お互いにより意味で牽制し、生産的な批判をしながら、きちんとした世論調査を守り続けてきたところがございます。我々の先輩たちもその中心となって統計的な観点から活躍してきたと思います。本件に関しましても、おそらくは関連する最初の調査が昭和30年時代に始まった時から、多分、統計数理研究所の所員が関与したのだと推察しています。というのは、この調査だけでなく、戦後、統計的標本抽出法に基づく政府のあらゆる調査に関して統計数理研究所の先輩たちが関与したと承知していますので。今となつては当時の所員、私にとっては大先輩、大先生が亡くなられたり、リタイアされたりしていますので、私の世代の者がそれを引き継いで一生懸命やる番かなと思って、その意味で使命を感じています。この件はすごく重要な問題であるに違いなく、また、民間の方たちから御承知のようにいろいろ鋭い批判があるようなので、大変な問題を抱えて皆さん御苦勞なさっていると思いますが、少しでも手助けになることがあればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○林副理事長 林文と申します。今、社会調査協会副理事長ということになっておりますけれども、もともとが統計数理研究所の林知己夫先生のところで20年間くらい御一緒にお仕事をさせていただいていたというところでございます。まだ、私が若い頃でしたので、林先生がそういうふういろいろなことをなさって十分理解していなかったかもしれないんですけども、その真髓のところをいろいろ感じさせていただきながら務めてきた次第です。それで社会調査についても林先生は非常に必死にやっこられましたけれども、1990年代の最後には社会調査は死んだというようなこともおっしゃっていただけますけれども、それでも何とかしていかなくてはいけない事ではあると感じております。この難しい問題のところに参加させていただきまして、何かお役に立てればと思っております。

○松田准教授 埼玉大学の松田映二と言います。今年から埼玉大学の社会調査研究センターに配属されております。その前までは1988年に朝日新聞社の世論調査室に赴任いたしまして、22年と半年間、世論調査専門で質問作りとかあるいは選挙の予測とかあるいは悪名高いRDD調査の開発とか郵送調査の開発とかをやった後で辞めまして、今は大学の方でこれから調査方法論を含めて研究を進めていこうと思っております。今日はお声を掛けていただき、ありがとうございます。

○太田世論調査専門官 内閣府政府広報室で世論調査を担当しております太田と申します。今後よろしくお願いいたします。

○**太田参事官** 同じく内閣府政府広報室で参事官をしております太田でございます。オブザーバーとして参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**朝火局付** 法務省刑事局で局付をさせていただいております朝火と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**中村刑事法制企画官** 繰り返しになりますけれども、法務省刑事局の刑事法制企画官の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**上富官房審議官** 刑事局担当の法務省大臣官房審議官の上富でございます。よろしくお願いいたします。

○**加藤刑事法制管理官** 法務省刑事局の刑事法制管理官の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**櫛^{くのぎ}局付** 法務省刑事局で局付をさせていただいております櫛と申します。よろしくお願いいたします。

○**中村刑事法制企画官** 次に、本検討会についての公開の方針についてお諮りいたします。本検討会につきましては、その性質上会合自体は公開せず、世論調査の結果公表まで本検討会の開催の事実自体を対外秘とさせていただきたいと存じます。もともと、匿名ではなくて頭名の議事録を作成し、世論調査の結果の公表の際に検討結果を公表することとしまして、議事録や検討会で用いた資料につきましても、必要に応じ、法務省のホームページなどで公開することを原則としたいと思います。その上で、公表することが不適切な議事内容ないし資料がございましたら、その都度、皆様にもお諮りさせていただいた上で、例外的に非公表の扱いとしたいと思います。また、資料のうち、ホームページ等に掲載して公表することについて著作権法上の問題がある資料につきましては、その資料の中身自体はホームページ等への掲載はしない扱いとさせていただきたいと思っております。

このような、方針でよろしいでしょうか。

(一同了承)

○**中村刑事法制企画官** それではそのようにさせていただきます。

次に、本検討会の趣旨及び検討テーマについて刑事法制管理官の加藤から説明させていただきます。

○**加藤刑事法制管理官** 本検討会の趣旨と検討テーマについて簡単に申し上げます。

冒頭の上富の挨拶にもございましたとおり、本検討会では、次回の死刑制度に関する世論調査に関し、その質問表現等について、御専門の見地から御意見、御指導を賜りたいと考えております。

主として御検討いただきたいと考えている点は、2点です。

第1点は、従前から用いておりました質問表現等を、今回の調査においても基本的に維持することの適否です。

特に、最も中心となる主題であります「死刑制度の存廃」につきましては、平成6年以降「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。」という質問及び「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、「場合によっては死刑もやむを得ない」という二つの選択肢を用いて実施してきております。この質問表現等につきましては、平成6年の検討会において御検討いただいた上策定されたものであり、その当時の先生方からも、世論調査については、継続的に同一の質問を繰り返すことによって世論の動向を把握することが重要であるので、質問表現を変更することには慎重であるべきであるという御教示を頂いていたことから、4回にわたって変更をほぼ加えない形で実施しております。

当省としては、今回の調査においても、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」についての国民意識の動向を把握する必要があるというふうに考えておりました。そのような調査主題は維持することを前提といたしまして、この質問を含む一連の質問・選択肢を次回も用いることの妥当性について、御意見・御教示を頂きたいと考えております。

第2点は、現在検討中の新たな問に関する質問表現及び発問の順序等です。

今回の世論調査におきましては、これまでの質問に加えて、「終身刑を導入した場合に死刑制度を廃止することの是非」について、質問を追加することを検討しております。このような質問を新たに追加することとした場合、どのような質問表現によることが妥当であるのか、また、従来の質問との関係で、どの順序で問うのが適切であるのかなどについて、御検討いただきたいと考えております。

併せまして、これらの検討テーマに関連する事項につきましても、適宜、御検討・御指摘いただきたいと存じます。

御説明は以上でございます。

○中村刑事法制企画官 次に、配付資料について説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしておりますのでその概要について簡単に説明させていただきます。

資料の1点目は、本検討会の趣旨等について記載いたしました「死刑制度に関する世論調査についての検討会」と題するペーパーです。

資料の2点目は、前回平成21年に実施しました世論調査についての「調査票」です。

資料の3点目は、前回平成21年の世論調査実施後に、死刑制度に関する世論調査に関して公表された種々の御意見に関するものです。具体的には、「死刑制度に関する世論調査の質問に関する国会における議論の状況」、「死刑廃止を推進する議員連盟」からの死刑制度に関する世論調査についての意見、日本弁護士連合会作成の「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」、静岡大学情報学部山田文康教授による「死刑制度に関する世論調査についての講演会」の記録であります。また、英国の団体であります「The Death Penalty Project」による「日本における死刑制度」と題する資料を準備させていただ

きました。

資料の4点目は、新たに追加することを検討している質問についての2通りの案です。それぞれの案の趣旨については、後ほど改めて御説明申し上げます。これらの案におきましては、死刑制度の存廃に関する質問及び選択肢につきましては、従前のものをそのまま使っておりますが、これは取りあえず、死刑制度の存廃に関する質問等については従前のものを用いて新たに追加する質問の案を作成したというだけでありまして、御検討の結果、死刑制度の存廃に関する質問等についても変更するべきであるという結論になりました場合には、もちろん死刑制度の存廃に関する質問等について変更することとなりますので、そのようなものであることを御理解いただければと存じます。

資料の5点目は、平成21年の世論調査後にマスメディアによって実施された死刑制度に関する世論調査に関する資料です。NHKが実施したものと読売新聞社が実施したものを用意させていただきました。なお、先ほど御紹介いたしました「日本における死刑制度」という「The Death Penalty Project」の資料の中にも、その著者が独自に実施した世論調査結果が記載されております。

資料の6点目は、政府において実施しました死刑制度に関する過去の世論調査に関する資料でございます。

また、吉野先生から林知己夫先生編の「日本人の政治感覚」の抜粋、菊田幸一先生編著の「死刑と世論」の抜粋及び死刑廃止反対率の表が提出されております。

また、林先生からも資料を頂いております。

さらに、松田先生からも「質問案に対する事前検討」が提出されております。

先生方からいただきました資料の中身につきまして、後ほど御検討いただく中で、御説明いただきたいと思います。と存じます。

資料については以上でございます。

本検討会の趣旨、検討テーマ、配布資料につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

○中村刑事法制企画官 それでは検討に入りたいと思いますが、その前に、本検討会の大きな予定等について説明させていただきます。本検討会は、本年10月中旬頃までにおおむね3回実施することを予定しておりますが、2回目を実施いたしましたところで、そこまでの御議論等を踏まえてプリテストの実施をお願いいたしまして、そのプリテストの結果を踏まえて、更に第3回目の会合を開催したいと考えております。

このプリテストにつきましては、後ほど、また御意見を頂戴したいと存じます。

本日の検討でございますけれども、第1回目でございますので一通り検討するというところで、始めの半分からの時間で一つ目の検討テーマであります従前からの質問について御検討いただきまして、残りの半分からの時間で新たに追加することを検討している質問について御検討いただきたいと思います。なお、検討事項の中にはその他関連事項というところがございますけれども、これにつきましては、それぞれのテーマの検討に併せて適宜御検討いただけたらと存じます。

それでは、1点目でございますが、まずは死刑制度の存廃に関する従前の質問・選択肢の当否について、御検討をお願いいたします。

○吉野教授 基本的には継続性を重んじるということが基本になると思うのですが、仮に、全く同じものを継続するとしても、その都度、慎重に検討すべきだと思います。

松田先生の方から具体案が出ておりますのでその説明をしていただいて、皆でディスカッションしていく形にしましょう。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。

それでは死刑制度の存廃に関する質問について松田先生から御意見が出ているかと思えますので、まず松田先生から御説明いただきますでしょうか。

○松田准教授 資料が皆様のお手元に渡っておるかと思えますので、御覧になってください。事前に配布資料3の山田先生、佐藤先生のペーパーを読ませていただきまして、基本的には私も同じ考えでございます。私の資料の2枚目に書いておりますように、選択肢が等価性を欠いている、同じ重みではないのではないかとこのところは御指摘のとおり、私もそう思います。「死刑の絶対廃止」を捉えるというところでの質問としては非常に評価できますけれども、そっちの方に重みがあり過ぎるのではないかとこのところが批判を受けているんだろうということをごここに記載しております。

それから、その次の■（クロシカク）にありますように、例えば、私が朝日新聞社にいて死刑の質問を作るとすれば、「現在、日本で一番重い刑罰は死刑です。あなたは、死刑を存続したほうがよいと思えますか。それとも廃止したほうがよいと思えますか。」といったような形の質問をするだろうと思えます。配布資料5の読売新聞社の質問を見て作ったわけではありませんが、最終的にはやはり同じような構成になっていると思えます。

希望としましては、時系列を重視するということも非常に大事なところですので、可能であれば別の調査でもいいですから、やっていただきたいというのが私の意見です。質問を入れ替えるということはさすがにかなり難しいんだろうなと思っております。

○吉野教授 松田先生は、朝日新聞社に勤務されていた際には、御本人としては死刑関係の世論調査はしなかったのですか。

○松田准教授 朝日新聞社では、余り数多く死刑関係の調査はやっておりません。1978年から朝日新聞社は「日本人の国民性」に似たようなテーマの世論調査を始めまして、そこに1問死刑関係の質問を入れるという形で2、3回ぐらいやられた後、死刑関係の質問はほとんどされていないはずで。

○吉野教授 その質問を見ると「廃止した方がよいか」、「そうは思わないか」の2択なのですよね。

○松田准教授 恐らくその時に質問を作った方は、事前に政府の世論調査の質問など、いろ

いろな質問を参考にして作られたのだと思います。ですから、それがいいということではなくて、比較基準があって、それとどう違うかということを確認しようということもあって同じような文言で質問を作ったのだらうと想定しています。

○吉野教授 そういう意味では、政府だけが一つの調査で誰が見ても完璧なワーディングの質問を作ることを目指すのではなくて、政府は政府の立場としての調査があって、それを基準にマスコミや民間の方が多面的に調査をやるということはよいことだと思いますが、その点、どう思いますか。

政府の調査を色々変えてみて、一生懸命完璧なものを目指すという態度もあるのかもしれませんが、そうではなくて、政府は政府として同じ調査をずっとやっていって、それと比較するという意味で、マスコミや民間の方たちも多面的にこの問題にアプローチするという、世の中の調査全体で考えるという考え方もあると思うのですが。

○松田准教授 今、吉野先生から御指摘があった点は私も賛成です。皆さん同じ質問で聞くということよりも、色んな角度から聞いて、本質がどれなんだろうということを確認する、修正するという姿勢は大切だと思います。ただ、1点、世論調査というのは調査方法の影響をものすごく受けるものだという事、私が電話調査や郵送調査の開発をしてきた中で特に感じていることです。残念ながら、朝日新聞社、それから毎日新聞社は面接調査を今後やらないはず。残り、多くのマスコミで言えば読売新聞社だけです。ただし、1978年から毎月やっていた読売新聞社も今は郵送調査をやり出しましたし、面接調査の数も今は年に4回か5回ぐらいに減っていると思います。そうすると、面接調査をしっかりやれているところが、当面は国、内閣府だけとなっていくんだらうと思います。そうすれば、やはり調査手法の違うものはなかなか比較できないという観点から言えば、今までのように国の方で行った質問と他の新聞社の質問とを比較するということが弱くなりますから、国が行う調査の中で、別の観点の質問を聞くということも必要になるのではないかなという考え方です。

○吉野教授 そのとおりですね。予算の関係とかいろいろな問題があるようではなかなか実現可能ではないかもしれないけれども、私も基本的にはそういう気持ちがあります。

○松田准教授 先ほど吉野先生が言われたように、完全な正解の質問というのは残念ながら世論調査ではないということを皆様に理解していただいて、いろんなタイプの質問の結果を検討していく方がいいのではないかなと思います。

○吉野教授 そうですね。

死刑制度に関する調査の話とずれますが、郵送調査のベテランで高回収率の郵送調査を実現している松田先生にお聞きします。回収率の問題でいろいろ指摘されているわけですが、実際に政府がやっている世論調査の回収率というのは、現在の調査環境を考えると立派なもので、我々はよいと思うのですが、世論調査の専門家でない人たちにとっては、3分の1が答えていないと問題になるのです。松田先生の場合、朝日新聞社の名前、ネーム

バリューがあったのかもしれませんが、郵送調査で7、8割の高い回収率を実現なさっていた。そうすると、こういう問題を探っていく中で、政府がやるにしろ、民間がやるにしろ郵送調査でじっくり時間を掛けたり、きちんとした情報を与えながらやるという調査手法もあり得ますよね。

○松田准教授 面接調査が悪いということではなくて、面接調査の場合、どうしても、調査員が前にいますので、そこで例えば、今回の死刑制度に関する質問の場合、「あなたは死刑は廃止すべきと考えますか、存続すべきと考えますか。」と問われた時に、「存続すべきだ」とは、調査員を前にしては答えにくいというような場面があるのではないかと思います。有名な社会的望ましさという観点で言えば、「あなたは麻薬を使ったことがありますか。」という質問は、アメリカで面接調査をやるとものすごく少ないけれども、ネットや郵送でやるとかなり多くなるというところと同じだと思います。だから、調査方法をもってもかなり数字が変わってくるものですから、逆に言うと郵送調査の数字もあって、面接調査と比較してというようなことを、これから、もしやれるならば、やった方がいいのではないかと思います。

○吉野教授 政府の世論調査を批判している人たちがどういう調査をやっているのかと見ると、きちんとした面接調査は膨大なお金が掛かるからなかなかできないわけです。すると、ネットの調査でやっていたりするので、かえってそちらの方がバイアスがあるのではないかと思います。でも、バイアスがあるのがいけないのではなくて、各調査、面接調査も含めて、それぞれにバイアスがある。それを適確につかんでいるならそれは貴重な情報ですから、ネットの場合のバイアスと郵送のバイアスとのそれぞれの状況を頭に置いた上で、多面的に現実を浮かび上がらせるのも一つの手法ですから、その中で、では政府が何をやるのかということになるのだらうと思います。

○谷藤教授 1989年以前の調査は、大変よくできてるとな感じがします。1989年以降の調査では、死刑制度の存廃に関する質問がポツと出てきますので、この点は回答する方がかなり唐突に聞かれると感じると思います。ですから、その前にいろんな質問がある1989年までの調査というのはすごく優れてるとな感じがまず第一印象としてあります。それは前回までの調査を見てきて感じたところでもあります。1989年以前のような調査ができたらいいなと思いますが、そうすると調査項目も増えますし、ちょっと大変だなというふうにも思います。

先ほど吉野さんと松田さんがおっしゃいましたように、一つの調査の中で全てを網羅するということは無理です。そういうことはできません。世論調査も世論の一つなんですから、多面的な世論調査があつていいと言えます。政府が完璧を期すのではなくて、こういう調査をなぜやるかというようなことの原因がきちんと説明が付くことがすごく大事なことだらうというふうに思います。一つは言わば継続的な観点から定点観測的にどういふふうに変化するのか、取り分け死刑の問題は人間の価値観だとか信条に関わる問題ですから、短期間で大きくガラッと変わるということが余りないものですから、こういう時には一つの定点を、言わば自分の準拠点とかレファレンスポイントを決めてその変化を見ると

いうふうな、ですから、これは実態を明らかにするというよりも、人々の価値観の変化がどういうふうになっているのかといったようなことを分析をするために使うんだといったような理由付けというものがすごく必要だという感じがします。

それで、これを調査として見させていただきますと、これは松田さんが指摘されてますように、残念ながら選択肢が同じ等価になってないというか、同じ重み付けになっていない。私は、一つはその表現が「どんな場合にも」と書かれてあり、片方で「場合によっては」というふうなことで、これは、いわゆる重み付けが等価には若干なっていないと思います。だから駄目だと言っているのではないです。こういう質問をすると、恐らく今の国民性調査の動向からすると、中間の「場合によっては死刑もやむを得ない」のところに回答が集中してくるということは目に見えていることなんです。日本人はクリアな形で意見を分けていく傾向は非常に好みません。それがいいか悪いかは別として、どちらかにしろと言われたら、「どんな場合でも」から「やむを得ない」、「分からない」、「判断できない」と段々シフトしていく傾向が以前よりも増して強くなっているということは事実です。そうすると、やはり「場合によっては」の選択肢が多くなるなということは、今までの傾向からしても出てますし、今後も恐らくずっと続くだろうと思います。

だとすると、今度はサブクエスチョンがものすごく重要なことになるんです。つまり、「場合によっては死刑はやむを得ない」としたら、「場合によっては」とは一体どんな場合ですかというふうなサブクエスチョンの聞き方というか、ロジックのモデルはそういうふうになってくるんですけれども、残念ながら、今までの調査はその「場合」は聞いていないんです。場合によってはやむを得ないで、どんな時には死刑は存続するのかという「場合」の意味が構造となるようなサブクエスチョンをどう作っていくかということがすごく重要なことなのですが、SQ b 1を見ますと、「凶悪犯罪は命をもって償うべきだ」という、その理由だけの根拠で、「場合」を明らかにするような構造にはなっていないということが、若干私はこの中で違和感を感じるわけです。その後で、「将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には死刑を廃止してもよいと思いますか。」とSQ b 2で問うことによって若干補われていますけれども、だとしたら、これはどんな状況かということが問われてくると思うんです。ですから、「どんな状況か」ということを政府が解明したいのだとすると、質問を変えていかなければいけないというようなことになっていく。だから政府の意思ということが、世論調査を作る上で重要なことになるのではないかと思います。

ですから、実態が全部浮かび上がっていることを1回の世論調査でもって全部示せなんというの、私たちに問われても全くお手上げの状態、そんなことはほとんどできないわけです。だけど、一つのロジックでモデルを完成させて、このロジックでここを取りたいんだということをきちんと示せばいいということになっている。そうすると、政府のロジックのところ、やや曖昧になっている感じがいたします。

ですから、今までの分析を継続するというのでやるのでしたら、この(イ)の部分がどんな状況になっているかという統計的な解析を調査以降にきちっとやっていくことが大事だろうというふうに思います。私は、前回までの質問を存続することに反対ではありませんが、先ほど言ったように、長期的な観点から、「場合によっては死刑もやむを得ない」の回答が増えていくとしたら、その増えている理由が何なのかということきちっと解明

していくということでしたら、サブクエスチョンに少し修正が必要であるかもしれないという感じを持っています。どんなクエスチョナリーにしたらいいのかということについては、今後皆さんと意見を交わす中で整理していきたいと思っています。

今のところは大体そんな印象です。

○中村刑事法制企画官 谷藤先生のお話は、林先生のペーパーでの御意見でお触れになられていることにも関連すると思いますが、林先生、御意見はございますでしょうか。

○林副理事長 皆さんが言ってくださったようなことと重なりますけれども、社会調査を一つやってそれで分かるということはないです。調査とはケースではないかというふうに言ったりもするんですね。ですから、いろいろなケースを集めて、本当のことが見えてくるという形なので、いくらランダムサンプルでいろいろな規則にのっとってやったとしても、それが必ずしも正解ではない。いろいろな条件が全部関わってきますから、ケースとしてどんな条件でどうやった調査だということを全て情報として加えたものが、一つ一つの調査になるので、そういう意味では、政府の世論調査はすごく意味があるわけです。

追加で資料を提出いたします。

この資料の「国民性調査の中間回答」と書いてあるところは、統計数理研究所による日本人の国民性調査のうち、中間回答があるいくつかのものの回答のパーセントでして、後ろからが2008年、2003年、1998年となっており、後ろの四つの数字が最近の20年です。死刑の世論調査の結果を日本人の国民性調査の中間回答と比較してみましたら、ちょうど1994年に死刑制度の質問を新しい質問に変えた辺りで、国民性調査の中間回答も増えているということが一致するんですね。

「しきたりは大切か」という質問の中間回答が1993年から、元は19パーセントくらいだったのが、これ以降40パーセント台に上がっているということです。それから、「養子に継がせるか」という問題や、「先祖を尊うか」という質問は余り変わらないのですが、「人間らしさが増えるか」という質問への答えは「一概には言えない」という回答が、1990年付近から増えているということです。そういう傾向が国民性調査の質問でもある、だから中間回答をしやすくなっているということだと思います。

死刑の世論調査でも「どんな場合でも死刑を廃止するという意見にあなたは賛成ですか」と聞いていたものが、「このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか」という質問に変わり、「廃止すべきだ」という回答と、「場合によっては」という中間的回答なものとなりました。1989年以前のは、「廃止しよう」という意見があって、それに対してどうかと問うていたものを、二つの意見に分けたところからちょっと意味が変わってきている。それが、ちょうど国民が確定的な答えを嫌う傾向になってくる時と一致しているような気がするんですね。

○吉野教授 死刑制度に関する調査の問題とは別として、一般論ですけれども、回収率の低下がその頃から段々問題になってきますよね。そうすると、調査会社が回収率に関する契約条件を満たすために回収率を高くしようと曖昧な答えでもそのまま受け入れたりして、厳密にいうと不完全な回答も有効回答の中に入れてしまっていて報告する。つまり、イエス・

ノーがはっきりした回答の率が少なくなってきた、中間回答の率が高くなる。それから、二つの大きな調査会社の同じ時期の同じような調査質問のデータを比べてみると、回収率の高い会社の方がイエス・ノーがはっきりした回答の率が少ないのですよね。それで、回収率と明確回答率を掛け算してみると、両方とも同じになってくるというような結果を得たことがあります。だから、調査のプロセスの質の問題もあると思います。

○林副理事長 回収率が高い方が曖昧な回答が多くなると思います。でも、以前は回収率が比較的高いけれども、確定的な答えをしていたんですよね。

○吉野教授 統計数理研究所の「日本人の国民性」調査に限って言えば、調査方法が1988年までは全国の大学のネットワークを活用し、自前で調査していたけれども、1990年代に入ってから、調査の実施は民間の調査会社に移るわけです。そこに本質的な差があるので、なかなか直ちには問題なく、時系列的な比較ができないですよね。

○林副理事長 そのようなことも考えられると思います。

○吉野教授 回収率の問題とは別として、林先生の分析で、日本人全体として、あらゆる事柄に対して明確に物を言わなくなった世代が増えたとか、そういう考察はありますか。

○林副理事長 直感的にそう思っています。といいますか、昔の方がはっきり物を言わなければならないというプレッシャー、そういうものがあつたと思います。

○吉野教授 本当の意見かどうか分からないけれども、先ほど松田先生が触れたソーシャル・デザインビリティ、社会的望ましさのプレッシャーもあつて、せっかく世論調査で来てくれたのだから、イエスカノーかはっきり言わなければならないという感情が回答者側にあつたということでしょうか。

○林副理事長 それを自由に「分からない」と言えるようになったということはある得ると思っています。だから、確定的なことは言いたがらない、そういう方向に動いているのではないかという気はいたします。

○谷藤教授 林先生の資料では、「わからない」の回答が減っているんですけども、この中に「一概に言えない」も含まれているんですよね。わからないと言ったら「わからない」で、「一概に言えない」と言っているのと「わからない」とでは少し違うのに、この中に一つにひっくるめられているんですよね。

世論調査の一般的な聞き方としては、「わからない」と「一概に言えない」は、きちんと分ける場合が多いのですが、ここでは一つになってしまっているんです。

○榊局付 政府の世論調査につきましては、選択肢（ア）としまして、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、（イ）としまして、「場合によっては死刑もやむを得ない」の二

つを提示させていただきまして、それで「わからない」、「一概に言えない」という選択肢はなくて、「わからない」又は「一概に言えない」とお答えになられた方は、例えば平成21年の前回ですと、8.6パーセントとなっております。「わからない」と「一概に言えない」とお答えになられた方、両方が混ざったものが8.6パーセントという形でございます。

○林副理事長 私が考える中間回答は「場合による」とかそういう答えなので、「場合による」は（イ）の選択肢に入っているわけですね。

○谷藤教授 私は、（ア）と（イ）と「わからない・一概に言えない」の差別化といいますか、それが図られていないと言っているのです。

○加藤刑事法制管理官 榑から御説明いたしましたように、「わからない」、「一概に言えない」というのは選択肢にはなく、正に「わからない」とか「どちらとも言えない」というふうにおっしゃった方をそこにカウントしているわけでございます。

○林副理事長 調査員の判断ということですか。

○吉野教授 平成21年度の調査票では、Q2の後に「[回答票1]」とありますけれども、これは回答選択肢のリストを見せているのですか。

○加藤刑事法制管理官 そうです。

○吉野教授 それは（ア）と（イ）の二つの回答だけのリストであって、「わからない・一概に言えない」は記載されていないのですよね。資料4の法務省案では、Q2の後に「[回答票]」と書いてはございませんけれども、今度はリストを見せないで、口頭だけで相手に伝えるつもりでの案でしょうか。

○榑局付 ここはA案という資料の作り方の問題でございまして、基本的に平成21年の調査時と同じやり方で、回答票を用いて実施する考えでございまして。

○林副理事長 谷藤先生がおっしゃったように、やはりこれまでの質問はここで変えてしまってもやはり継続性がないので、このままやって、（イ）の中身がどうなのかということは何らかの形で追跡するような質問を加えるということが策ではないかというふうに思います。

○吉野教授 林先生が資料で指摘されているように、1989年以前の質問というのは、最初の方にいろいろ関連の質問があって、その後死刑制度の質問に続くという自然な流れでの文脈だった。だけど、前の方の質問があるとそれ自体がバイアスになりうるから外すという考え、批判があって、それで外したのであって、それはそれで方針が一つあるわけで

すよね。だれども、そうなるに残った質問で、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言がちょっと浮いてるなど感じるのですが。

○谷藤教授 そうなんです。私が言いたいことは正にそうなんです。

○吉野教授 それから、論理的に見ればこのままでもいいと思うのだけれども、ただすんなり見ると、「どんな場合でも」というのは前にいろんなこと聞かれていたらその文脈が分かるのだけれども、それが無いものだから、「どんな場合でも」という言葉だけで通じることかなとかいろんなことを考え始めているのですけれども、どうでしょうか。

○中村刑事法制企画官 この質問で、そもそも政府として何を聞きたいかというところがございますけれども、基本的には死刑を全面的に廃止すべきかどうかということについて国民の意識の動向を把握するというところでございます。要するに、制度としての死刑を全面的に廃止すべきか、そうすべきでないかというところで考えた時に、結局、全面的に廃止するということはどういうことかと言いますと、平たい言葉で言えば、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」というのがいわゆる全面的な死刑の廃止論で、一方、そうでないということは、「場合によっては死刑もやむを得ない」ということになるだろうということでこの（ア）と（イ）という形での選択肢となっていると理解していただければと思います。

○吉野教授 論理的にはそのとおりです。死刑を廃止すべきという意見の文章を読んでもそのとおり書かれているのですよね。それは十分に理解した上での話で、今問題にしているのは実際の面接場面で「どんな場合でも」を入れるのと入れないのとで何かすごく変わるのかなという話なんですよ。

○林副理事長 その辺、分かりませんよね。

先ほど私がお配りした資料に、どんな質問が死刑制度の質問の前に連なっているかというのも記載したんですけど、「どんな場合でも」が、いろいろ質問をしていると分かるんですけど、全く何も前知識もない人が「どんな場合でも」と言われると非常に疑わしく思ってしまうかもしれないという危惧をさせていただきます。しかし、もし変えたとすれば変えていいのかどうか。今までこの質問で調査をしてきたわけですから、そのままだもいいのかなという気もします。

○懈局付 日本弁護士連合会と松田先生から御提出いただいた、要は等価性のある四つの選択肢を作るパターンでございますが、そのような選択肢にしました時に、例えば、政府が今回聞きたいと考えております「制度として死刑を全面的に廃止するか否か」についての国民意識の動向を把握するという調査主題との関係でふさわしいのかどうかというところはいかがでございましょうか。政府としては主題は変えたくないというところはございますので、その辺りちょっと伺わせていただければと思います。

○林副理事長 私は多分、論理的に等価なものとするというのはちょっと趣旨に合わないという感じはします。現在あるものに対しては、それを放っておけば存続してるわけで、それを廃止するという事は大きな動きをしなければいけないわけですから、存続と同じ重さではないはず。だから、当然、今のような聞き方に近い形になっていいんだろうと思います。

○吉野教授 狭い意味での世論調査ではなく、普通の学者がやるような社会調査とか学術調査だったら、こういう対等な尺度みたいな感じで聞くのは自然なわけですが、今の問題は政府の政策にリンクする世論調査という意味で、むしろ等価性というのも言葉がちょっと適切かどうか疑問です。今まで何の調査もなく、初めてやる時に考えるというならばまた別ですけれども、現実として死刑制度が存続している中、あえてこのような表面上四つの対等な選択肢で意識とか感覚を尋ねるという形は、政府の調査としてはいらないのではないかと思います。それは各マスコミがやってくれているのでいいとも思える。

谷藤先生は、Q2の「どんな場合でも」とか「場合によっては」の表現で、ミニマムな修正としてでも、よさそうな提案はございますか。

○谷藤教授 大事なことは、調査の後の言わば分析と提示の仕方だということを申し上げます。つまり、マスコミなどの表現の仕方は日本弁護士連合会から出されたものと同じような意見であって、(ア) プラス (イ) でもって日本人の意識はこうなんだというふうなことを誘導しているのではないかという見方があるわけです。だけど、政府の基本的な狙いは正に (イ) よりも (ア) の全面廃止論がどういう動向になっているのかということですから、「どんな場合」があっても廃止すべきなんだという意識の動向がどうなったかということきちっと提示して伝えることが大事だと思います。

○吉野教授 先ほど選択肢の話が出ましたが、マスコミなどによる4択の選択肢による調査結果を再カテゴリー化して2択の政府の調査に合わせて数字を比べると、実は、全く矛盾しないのですよね。整合しているのです。ですから、変な誘導とかがあるわけではないのですけれども、そういう批判をする方々もいる。

○谷藤教授 政府は、(ア) プラス (イ) の合計数でもって日本人はこれだけまだ死刑そのものの存続を望んでいるということを言っているんだけど、そうではなくて、全面廃止論といわれる統計的な数字は決して多いわけではない。この動向がどうなっているのかということきちっと出して、なぜこうなのかということの分析もきちっと出すことの方が大事なんじゃないかと思えます。

○林副理事長 私の提出資料で、SQ b 1で(オ)として「死刑は廃止する方がよいと思うが、今の社会状況では廃止できない」という選択肢を追加することを提案したのは、「廃止する方がよいと思うが」という選択肢が全くないので、何か出した方がいいのではないかと思ったんです。このような選択肢が必要なんじゃないかなと。

○中村刑事法制企画官 つまり、林先生の御意見はQ2の本文は今のままとした上で、サブクエスションのSQ b 1にこの(オ)という選択肢を入れたらいかがかという御意見でございますね。この点はいかがでございましょうか。

○谷藤教授 正にそこなんです。私が言ったのは、一つのロジックとしてこのサブクエスションのところが選択肢(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)ではロジックがモデルとしてきちっと成功していませんよ、何かこのところに選択肢を加える必要があるんじゃないでしょうかということですよ。

だから全面的に変えろとは言いませんけれども、サブクエスションの論理構成がメインクエスションとうまく対応してないという感じをずっと受けていました。

○林副理事長 これは多分、次のサブクエスションでいつというのを聞いているからそれで大丈夫だろうという考えなのかなと思うんですね。でも、そこにないと、ちょっと違うかなという気がするんですね。その次のサブクエスション、「状況が変われば、将来的には」というのがありますけれども、それと似てるんですけども、ちょっと違いますので。

○吉野教授 サブクエスションのSQ a 1にしるSQ b 1にしる、選択肢を選んだ根拠はあるのですか。

○加藤刑事法制管理官 刑事政策の分野で死刑の廃止論あるいは存置論について主に主張されている学説というか意見といったものがございまして、それを類型化してお示しをするというのが基本的な考え方になっております。

○松田准教授 私は、林先生御提案の(オ)の選択肢は、残念ながら反対します。確かにここにあるものはかなり流れと全く違う選択肢になります。外からの指摘では(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)が偏っているのではないかということもあって林先生は(オ)の選択肢を持ってきたんだろうと思いますけれども、(オ)の選択肢そのものがQ2の(イ)そのものの選択肢とかなり重なっていると私は思うんです。要するに、絶対廃止ではない、政府は全面廃止ということについての質問だと言っているわけですから、廃止する方がいいと思うけれどもと全面廃止ではないというようなニュアンスがQ2の(イ)に入ってきていますよね。これが全面廃止でないというものを捉えるという選択肢になっているわけですから、ここで(イ)を選択した人たちへのサブクエスションにまた同じようなニュアンスの選択肢を持ってくるということは、Q2の(イ)の理由にはならないんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○林副理事長 確かに理由という言い方をするとおかしいのですけれども、でも、「やむを得ない」と言ってる人へのサブクエスションに、どうしてこの絶対残すべきだというような理由だけが選択肢として挙がっているのかなと思うんです。

○吉野教授 林先生御提案の(オ)というのは、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のようにより具

体的な理由にはなっていないけれども、全部含まれているような感じになりますか。

○林副理事長 それを松田先生がおっしゃっているんだと思いますね。

○松田准教授 林先生御提案の選択肢（オ）の後段の「今の社会状況では廃止できない」というところの「今の社会状況」というのが何かというところがまた分からなくなるのではないかなと思います。それで、今の社会状況とは具体的に何かというと、ここでいうと（ア）は外れるかもしれませんが、（イ）とか（ウ）とか、そういったものが「今の社会状況」を具体的に示していることだろうと思うんです。そうすると、この選択肢を入れると回答がかぶってくると思うんです。よく調査の言葉でいうダブルバーレルに近いような感じになると思うんですよね。

○林副理事長 確かに、（オ）の選択肢を置くことによって、他の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の選択回答が減ると思います。

○吉野教授 減るといえるか、マルチプルチョイス、多肢選択可能だから変わらないかもしれない。

○林副理事長 本来、マルチプルチョイスだから変わらないんですけれども、影響はあって、これぞと思うものがあるとかほかを選択しないということはありません。ただ、「いくつでも」とあるから、何とかあるかなと思うんですけれども。

○吉野教授 今の場合ですと、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の理由がほとんど近い選択率の数字ですから、もっと弁別できるということですか。

○林副理事長 と言いますか、回答される方がこれだこれだと思ってしまうと、ほかの具体的な理由は挙げてくれない。ほかは答えなくてこれで済ませてしまうという回答があり得る気がします。

○吉野教授 それが目的というわけですか。

○林副理事長 いや、目的というわけではありません。本当は両方選んでくれればいいんですけれども、この（オ）の選択肢をもし入れたとしますと、これを選択した人は廃止する方がよいという理由、つまり、S Q aの方を答えられるんですよ。理想としては廃止する方がよいと思っているから、その廃止する理由としてS Q aの理由が挙がってくるんじゃないかなと。そう考えるとそっちの方に行かないようにしてしまうには、この（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）だけで済ませておく方がいいと思うんですけど。

○吉野教授 政府の世論調査ですから、余り複雑になり過ぎるのは、回答する方にとっても解析する方にしても望ましいことではないので、できるだけ簡単で主旨は変わらないよう

にした方がよいと思います。

○林副理事長 ですから、私としても（オ）は入れなくてもいいとは思いますが。

○谷藤教授 少し社会調査的なことを言いますと、SQ b 1は態度とか信念を聞いていて、SQ b 2の方は皆さんが持つてる価値観や信念というものが状況によって将来的にはどうなんですかということを知っている。そうすると、SQ b 1でマルチプルチョイスと言いつつながら、実はこの選択肢がすごく少ないということになっています。私がもし、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」という信念とか価値観を持つているとする。じゃあ、そういう信念はあなたはこれも将来的には不変かどうかというふうなことを知っているんですね。

○吉野教授 SQ b 1とSQ b 2でクロスすれば、論理的には、上で言った理由が状況が変われば将来的には廃止してもいいと思うということだけれども、前の質問に対する自分の回答を忘れたと言う人もいるかもしれないですね。

質問項目の問題と離れてしましますが、世論調査の結果を批判してきた人たちがいろいろな解析をしていますよね。中には討論型世論調査みたいに、一度答えさせておいてその上で新たな現実の情報、実際に凶悪な犯罪が増えているかどうかとか、いろいろな客観的な情報を与えて討論させた上で意見が変わるかを調べているようなものもございました。それを見ていると、確かにある部分、ある程度の人が変わるのだけれども、ほとんどの人は変わらない、イエスの人がみんなノーに変わるのではなくて、イエスがノーに、ノーがイエスに変わったりする人が同じくらいの人数いるから、全体として余り変わらないのですよね。過去に一般の世論調査に関して観察されてきたように、個人の意見は頻繁に変わっても、全体としての賛否は余り変わらないというパネル調査の安定性みたいな感じで。

○谷藤教授 私はデリバレイティブ、正に熟慮の世論調査そのものについては賛成できかねます。国際的に見ても、今、大きな批判がたくさん出ております。

人間は完全な情報の中で生きてるわけではありませぬし、限られた情報の中で態度や信念を作るわけですから、付加情報を与えてしまうと、それは正に世論調査の誘導と同じようなことができちゃうんですね。

○吉野教授 だから、研究者が研究する分にはそれで構わないのだけれども、世論調査では回答者が誘導されてしまうから、なるべく、情報を与えないで、簡潔にその意見を聞くことですね。

○榎局付 御参考までに、先ほど吉野先生から御指摘がありましたSQ b 1とSQ b 2のクロス集計につきましては、平成21年の「世論調査報告書」の77ページにございます。

○吉野教授 6, 7割の人が、どんな理由があっても将来も死刑を廃止しないというのですよね。

○**榊局付** 少し話が戻って恐縮でございますが、政府の考えといたしますか、いわゆる絶対的死刑廃止論を聞くという場合につきまして、このQ2についての選択肢につきまして、何か代替案的なものの御提案等がございますでしょうか。

○**林副理事長** 私の考えでいきますと、1989年までにやっていた、「こういう意見がありますが、これに賛成ですか、反対ですか」という質問の方がまだいいと思います。なぜ今のような質問に変えられたのかよく分かっていないんですけれども、変えられた経緯が何かあるとは思っているんですけれども。

○**榊局付** 当時の議論の経緯について公刊物に記載された内容を基に申し上げますと、1989年以前のは、一つで一方の考え方を提示するという形になっていて、そのような影響がどうなのかというところで、その質問文自体はどちらかの考え方をささず選択肢の方で出すという形にしているという形でございますが、その点を踏まえて何か御意見ございますでしょうか。

○**加藤刑事法制管理官** その当時の御指摘の一つに、ある意見に対する賛否を問うという問い方はどう聞いても賛成の方にバイアスが掛かるという御指摘があり、それでむしろ意見は並立すべきであるという御指摘を頂いたという経緯がございます。

○**中村刑事法制企画官** Q2、それからそのサブクエスチョンに関わる事柄ですけれども、ほかに御意見、御指摘、お考え等ございますでしょうか。

○**加藤刑事法制管理官** 細かい点でございますが、谷藤先生の先ほどの御指摘で、むしろ調査の後、統計をどう使うか、どう評価するかが重要というお話の中で、死刑を廃止すべきだという意見についてどういうものであるか、あるいは、どういう理由でそうなっているのかとおっしゃったのでしょうか。つまり、世論調査を行った後、その他の要素というか、統計の数字だけでなく、その他の要素も加味した上で、どういう動向か、どういう変化があるのか、そういう分析をすべきではないかという意見でございますか。

○**谷藤教授** きちんと変化の過程だとかを示してくださいということです。その時の、例えば、今年やったとしたら今年やった時だけの分析ではなくて、それが歴史的にどう変化してきたのかというふうなことをきちっと出すということが大事ですよと言っているわけです。それで、世論調査は世論調査でもって私は語らなければいけないと思うんですよ。だから、いろんなことを憶測とか推測でもって入れてはいけないということなんです。ですから、この調査をもし継続するのでしたら、どこに変化が生じて、どこが変わっていないのかということをおきちっと出すことの方が大事。本年はこうだったよということよりも、むしろどう変化しているのかということです。

○**吉野教授** 世論調査をする主旨としては今までのようなやり方でいいのだけれども、その

後の話として、基本的には収集されたデータをそのまま公表する世論調査と切り分けて、その世論調査のデータを社会調査データとして、もっと広い枠組みで分析した方がいいということですね。

そのような際に注意しなければいけないのは、我々は専門家だからあえて省略して言っていないけれども、世論調査というのは調査自体にバイアスが入らないように一生懸命努めてやっているわけですが、解析する段階になると、どんな優秀な人でも、ある種の仮定の下で分析することになります。例えば、民間の方々がいろいろ統計分析しているけれども、必然的にいろんな統計的仮定の下で分析していることになるわけで、一方で世論調査のバイアスを指摘しながら、自分たちも恣意的なバイアスが入っているわけです。それが絶対悪いわけじゃない。だけれども、それを政府がやるわけにはいかない。だから、政府の世論調査としては飽くまでも、きちんとした調査をやってこういうパーセントが出ましたという報告にとどまるのだけれども、その後の話として、もっとじっくり研究会とかを続けて、またそれをフィードバックする。政府の世論調査自体は貴重なものだと思うので、これを宣伝するとかね、そういうことが重要なんじゃないかと思います。

○谷藤教授 基礎データはきちっと出してくださいということと、その出し方も、単に本年はこうだったですよということではなくて、経年的にどんな変化かをきちんと分かるような形で出していただきたい。それに基づいてどう分析するかについては、いろんな方に分析してもらえばいい。

○吉野教授 基礎データの公開に関しては弁護士会もそうだろうし、ほかの民間の方たちも指摘していますよね。これは、法務省だけで済む話ではなくて、内閣府とかいろんな関連組織の問題になると思うのでなかなか難しいのは分かっているのですが、できるならば、オープンにする方向に、個人情報に抵触しない分は出せるようにしておけば、後は、批判する人たちを含めて多くの方々にも活用できるようにして、皆が納得できるようにすればいいわけですね。

○太田参事官 一点補足でございますが、時系列のデータにつきましては、調査報告書の本体に掲載してございますので、経年的な変化についても追えるようになってございます。それと、個票データ等につきましては、プライバシーその他いろいろな問題がございますので、今、どういう出し方がいいのかということのを正に検討しているところでございます。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、最初のテーマにつきましては、ひとまずこの程度とさせていただきますので、2番目のテーマについて御議論をお願いしたいと思います。

2番目のテーマは、「仮に終身刑を導入した場合に、死刑制度を廃止することの是非に関する調査」ということでございます。

従前の死刑制度に関する世論調査に対する御批判・御意見の中には、死刑に代わる重い刑罰の導入と引き替えであれば死刑制度を廃止してもよいという意見の国民もいると思われるけれども、これまでの調査の中ではそのような意見がどの程度あるか把握できないで

はないかという御意見・御指摘がございました。そこで、次回の調査におきましては、より幅広く、多様な国民意見の分布を把握すべく、仮に終身刑制度を導入した場合に死刑を廃止すべきか否かを問うことを検討しているところでございます。

この点につきまして、現在、当省で二つの案を作成してみましたけれども、それぞれの考え方を御説明させていただきます。資料4を御覧ください。資料の4のA案でございますけれども、A案は、回答者全員に対して、終身刑が導入された場合に死刑制度を廃止すべきか否かについて問うものでございます。一方、B案につきましては、死刑制度の存廃に関する質問に対して、「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答された方に対してのみ終身刑が導入された場合に死刑制度を廃止すべきか否かについて問うものでございます。

回答者の中には、Q2で「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」という意見を表明されている方がいらっしゃいますから、そのような方に、再度、言わば条件付きで死刑を廃止することに賛成か反対かを問うことは意味が乏しいとも言えますので、そのような、質問の相互の整合性を重視すれば、B案のような質問の配置が妥当であるとも考えられます。ただ、B案のような順序で質問をするとした場合には、既存のクエスチョンのQ3の前に、従前の調査とは異なる質問を加えることとなりますので、従前のQ3へのキャリーオーバー効果が計り難いということから、Q3についての経年比較に影響があるのではないかという懸念がございました。

そこで、A案のように、従来からの質問を全て終えた後に、Q4として新たな問を配置するという方法も考えてみました。これですと、回答者の層が幅広くなるという利点もあるかと思えます。

このような当方なりの検討に基づいて作成したのがA案、B案です。

それでは、この点につきまして、質問の位置だけでなく、質問の表現ぶりなどにつきましても、御検討をお願いいたします。

このA案、B案につきまして、松田先生から具体的な案も含めて御提案いただいておりますので、まず、松田先生から御説明いただけますでしょうか。

○松田准教授 私の検討からいきますと、B案ではなく、A案でやっていただくべきかなと思います。その理由は、先ほどの1番目の議論とのつながりになりますけれども、1番目の議論の質問の問題は、「どんな場合でも」といったような文言が付いているとか、そういったところでバイアスが掛かっているという指摘もありますけれども、全面廃止という立場からの質問だということがきちんと周知されれば、ある程度の批判は収まるんだろうと思うんですね。今はそういうふうに周知されていないと思うんですよ、この質問が。ですから、マスコミの捉え方も、ただ死刑賛成・反対というような響きのようになっていると思うんですね。だから、ここで議論があったように、全面廃止といった立場からの質問なんだよということをもっと積極的に周知していただければ、修正案やサブクエスチョンの選択肢を増やすことは基本的には反対です。新たな質問を入れることによって新たな問題が出てきますので、それはできるだけしない方がいいと考えます。

それでも、私は先ほど新しい質問で死刑の賛否を捉える質問があった方がいいだろうということを申し上げました。それなら、B案ではなくて、A案のように全員に聞いた方が

いいということなんです。このA案は、先ほどの現状の全面廃止の「どんな場合でも」というものに対応して、終身刑が導入されたらという場合の条件を付けた質問になると思うんです。だから、厳しいものからやや緩和した質問での死刑廃止の比率がどう変わったかということ新たに調査しましたということのアピールはものすごく強くなると思うんです。B案にしてしまいますと、そういうものは一切なくなりますので、依然としてQ2の問題をずっと引きずると思うんです。ですから、全員にA案として聞いた方がいいだろうと思います。

A案にした場合でも、法務省提案のものは3択になっていますが、私が指摘しているように、法務省提案の(ア)と(イ)というのは非常にかぶっている選択肢なんです。 (イ)というのはこの(ア)の選択肢の中に含まれると思います。分けている感じかもしれませんが、(ア)は「終身刑を導入するかどうかにかかわらず、死刑を廃止する。」、(イ)は「終身刑を導入して、死刑は廃止する。」と、(イ)の人は(ア)でもオーケーなんです。要するに(イ)は(ア)の部分集合になっていますので、文言からみても(イ)の比率が正確に取れないんですね。本問から見ても、その点はよくないだろうと思います。

私は長年、二十何年も膨大な数の世論調査をやりましたので、質問に関してどういうバイアスがあるという経験はかなり持っている方です。その経験からすると、そういう問題に普段から有権者は余り考えていません。こういうふうに出てきた時に何か選ぶとする場合に、(ア)、(イ)、(ウ)の一番最後のフレーズは、「死刑を廃止する。」、「死刑を廃止する。」、「死刑を廃止しない。」ですね。「廃止する。」というのが二つあるんですよ。そうすると「廃止する。」の方を選んだ方がいいのかなというような無意識のバイアスが入ると思います。それで「廃止する。」の二つの中からどちらかを選ぶとなると、極端でない方を選ぶというような傾向がやはり強いと思うんです。先ほど林先生からも御指摘がありましたけれど、日本人は根本的に中間選択肢を選びやすいということも含めてですね。この形でやると、もう一つ、本来ならば、「死刑を廃止しない。」という選択肢がなければいけないと思うんです。そういうこともあって、私の提案として、資料1ページ目の真ん中辺りに文言を変えたものを記載してあります。やはり、終身刑の導入と死刑を廃止するということから2掛ける2の四つの選択肢がなければいけないはずですよということで、一つの事例を作っていますが、「死刑を廃止しない」という否定と「終身刑を導入しない」という二重否定になっているところはよくないので、「存続を続ける」とか、林先生の御提案にあるような文言の方がいいかなと思います。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。

では、林先生からもこのA案、B案について具体的な案を頂いておりますので、御説明をよろしくをお願いします。

○林副理事長 今、松田先生がおっしゃったとおりで、私もA案がいいと思います。選択肢についてもいろいろ御説明を頂いたんですけども、やはり、四つ置いた方が答えやすいのではないかなというふうに思いました。それから、「廃止する」と「存続」という言葉は、「存続」と言っているのかどうか迷ったんですけども、その方がはっきり分かりやすいのではないかと思い、入れてみました。順序は、松田先生は「廃止する」というのを

上に二つ並べていらっっしゃいますが、その辺は私の考えがまだ足りませんが、四つ用意するという意味では同じかと思えます。

○吉野教授 松田先生が説明して下さったことに同意します。最後のワーディング、「死刑を廃止する」と「死刑を存続する」という表現の話ですけれど、死刑制度を存続させても、死刑自体に該当する事件がなければ、存続しないわけで、つまり、死刑に該当するような重犯罪がなければ、制度が残っても実際にはないのと同じになるわけですね。そのニュアンスを考えると、「死刑」を廃止する、しないだったら、表現は「死刑制度」かなと思うのですけれども。その辺も少し考えましょう。

○谷藤教授 選択肢としては、簡単に言ってしまうと、「終身刑を導入するか、しないか」という2択、それから、「死刑を存続するか、しないか」という2択ですから、ロジックとしては、2掛ける2で四つの選択肢を作るということが、世論調査ではもっとも自然な形です。これを三つにしてしまいますと、実は「私は入ってないよ。」ということになってしまうので、基本的には四つの選択肢が望ましいというふうに思います。

言葉も、やはりどういうふうなクエスチョナリーにするかということについては今後検討しなければいけないし、重複を避けなければいけないというふうに思います。それで、終身刑が前提となっていますから、終身刑が先にくるのは当然だろうというふうに思います。終身刑を導入するか、しないかということをもまず聞いて、結果を聞くというふうに。条件が先に来るわけですから、松田先生や林先生が示したように、正に終身刑を全面に出してクエスチョナリーを作るとするのが当然だというふうに思います。それから、これは終身刑という新しい状況ですから、これについては私は全ての方に聞くということにした方が望ましいだろうと思います。サブクエスチョナリーよりもメインクエスチョナリーの方に置いて聞いた方がよろしいのではないのでしょうか。

取り分け、前の方の質問は死刑を中心として聞いておりますが、この質問は終身刑という新しい状況ですから、前の質問が次の質問に少しオーバーラップしてキャリアオーバーしてというふうなことは余りないだろうと思います。

○吉野教授 質問が切り替わって、これからの政策についての問題だというのは分かりますよね。

○谷藤教授 これから終身刑というものが導入されたらということを前提としているわけですから、先ほど言いましたように、終身刑という言葉が先に条件付けとして来なければいけないと思います。死刑で聞いちゃうと死刑のキャリアオーバーですね。

○吉野教授 松田先生の御提案の質問文の2行は簡単でいいと思うのだけれども、言葉の順番等はどうかでしょうか。

○谷藤教授 基本的にはB案よりA案の方が望ましいと私は思います。

○中村刑事法制企画官 A案で3択という案を作ってみた理由を申し上げると、聞きたいことは死刑の存廃というのが一つの大きなテーマとしてあって、終身刑の導入というのを条件とした時に、死刑の存廃についてどうですかということを知りたいということの一つのテーマとして考えたところでして、他方、全員に聞くA案の場合ですと、Q2で「どんな場合でも死刑は廃止すべきである。」とお答えになった方がおられますので、そういった方は、要は、終身刑を導入するかどうかではなくて、とにかく死刑は廃止すべきなんだという意見だろうということも考慮してこの3択にしました。要するに、終身刑の導入そのものというのをその単体で聞きたいということではなくて、死刑制度の存廃と併せて聞きたいということでこういう3択を作ってみた次第です。

○谷藤教授 恐らく母数としてはすごく標本の回答率が小さいと思うんですけども、その前で「どんな場合でも死刑は廃止すべきである。」という人の中でも、もしかしたら、ほんの若干名、終身刑という状況を付けた時に、それだったら存続してもいいんじゃないかと考える人もいるかもしれません。

○吉野教授 だから、そこが重要なのですよ。表面上の論理だけいうとB案だというお話ですが、A案で逆にそこに矛盾が出ることが回答者の本当の気持ちを表す重要な情報ですね。

○谷藤教授 そこなんです。だから、絶対廃止という人の中で、今度は死刑を存続させるという人がどれぐらいいるのか。多いのか少ないのかを見る上でも、私は全員に聞くべきだと思うし、その意味から、このA案の方が望ましいのではないかと思います。

○榎局付 恐らくこの終身刑、それから無期懲役という刑について、調査対象の方が必ずしも御知見があるわけではないので、一定程度の情報をお示しすることが必要だと思われるのですが、そのお示しする情報の量ということでございますが、正確にやろうと思えば思うほど説明が長くなるのですが、余り多くなると恐らく読んでもらえなくなるだろうと思ひまして、我々の方ではA案、B案のところ、4行程度のものを作らせていただいたのですが、調査対象の方に与える量として、我々が用意した4行程度というのは多すぎるのか、少なくともこの程度であれば、世論調査を行う上でお示しする資料の量として耐えられるのかということについて何か御知見等ございますでしょうか。

○松田准教授 私の資料の1ページ目の「■A案について」の下の二つ目の●(クロマル)のところに改訂案を提示させていただいています。基本的には、朝日新聞社の面接調査では、こういった資料を提示するというはこれまでやっておりませんでした。やはり、資料を提示することの弊害の方が大きいということで、分からないなら分からないまま答えていただくと、もっと言えば、分からない質問はしないというふうなことでした。ただ、これも短い文章で作るということが基本ですから、よくできてますけれども、残念ながら、一般の人にはもう少し柔らかい文章の方がいいかなということと、終身刑という文言が後ろの段落の方にあり、終身刑ということがやはり一つのポイントなわけですから、一番最

初に、インフォメーションを前の段落の方に持ってきた方が頭に残るだろうと思うんです。目に見る情報については特にそうなんです。耳で聞く情報は後の方に置いた方がいいんでしょうけれども、これは目で見るというものですから、前に置いた方がいいと思い、文章を柔らかくして短くすればいいだろうということで、ここに提示させていただきました。「我が国には、受刑者の仮釈放を許さず一生刑務所に収容する」、この部分で法務省案では「一定の」とありますが、「一定の」というのは、新聞社でもよく使いますが、一般の方は「一定の」というのは何を指しているか分からないと思うんですよ。よく朝日新聞社の世論調査で、「いわゆる」という言葉を使わせていただいておりました。その経験上、「いわゆる」というふうに置き換えてもいいんじゃないかなということで、「いわゆる「終身刑」」、しかもこの資料は目で見ますから、「終身刑」をかぎ括弧で囲った方がいいだろうと考えています。それで、続く「現在、死刑の次に重い刑は「無期懲役」ですが」とこれも「無期懲役」をかぎ括弧にして、こういう形で終わってます。法務省案については、再犯があれば戻しますという文言がありますけれども、それは常識的に考えて誰でも分かることですので、あえて入れなくてもいいだろうと思い、できるだけ短くということで、こういう形を提案させていただきました。

○**懈局付** 林先生の方からも若干の修正点を頂いておりますが、こちらの方の御趣旨を御説明いただければと思います。

○**林副理事長** これは松田先生の案に反対して作ったわけではないのですけれども、私なりに考えてみて、法務省案がちょっと分かりにくいなと感じたものですから、もう少し簡略にできないかと思って作ったものです。

○**吉野教授** 松田先生の案でよさそうに感じるんですけれども、二つ文がありますよね。これを前後入れ替えたらどうでしょうか。

それから、収容するという言葉に対して林先生の方は「一生刑務所から出られない」と簡単な言葉使っていますよね。皆さんインテリだから何でもないように読んでいただけけれど、我々が調査票を考える時は、小学校を出てないお爺ちゃんやお婆ちゃんも含めて分かるような表現とか、漢字をなるべく少なくしてとかが質問文作成の基本です。「我が国」も平仮名がいいかなとかですね。

○**中村刑事法制企画官** 仮釈放という言葉が若干難しい言葉、専門用語に当たるかと思うのですけれども、一般的な感覚からいってどうでしょうか。

○**松田准教授** これは漢字を目で見るとなっていますので、イメージは分かると思いますし、仮に私の案であれば、その後に「社会復帰できる」と書いてありますので、仮釈放という文言より、要するに刑務所にとどまることなく、皆さんが住んでいる所にまた出てくることあるんですよということが伝わればそれでいいことだろうと思います。ですから、仮釈放という言葉の難しさにはそれほどこだわらなくてもいいのかなというふうに判断しました。

- 中村刑事法制企画官 他方、この無期懲役というのが、基本的には一生刑務所に収容する刑であるという点について、法務省案では明記してみたのですが、松田先生からいただいた案ですと、そこはあえて言及はされておられません、その点はいかなものでしょうか。要は、それは無期懲役と言えはそういうものだというふうに国民の一般の方々は理解されているかどうかということです。
- 林副理事長 私はそれを書いたんですね。基本的には出られないけど、仮釈放ということがあるという感じで。
- 吉野教授 そこは林先生の方が分かりやすいですよ。要するに、刑務所から出られる、出られないの話をしているのだなと思えば分かりますよね。
- 榊局付 「一生刑務所から出られませんが、仮釈放」ということになりますと刑務所から出るのが仮釈放で、そこは論理矛盾してしまうのかなど。例えば、「仮釈放されない限り」とかいうのは、ちょっと難しいでしょうか。
- 林副理事長 何となく感じとして、無期懲役と言えは普通は一生出られないと思うわけですよね。
- 吉野教授 そこは、グッド・クエスチョンでね、私は仮釈放なんて、3分の1くらいの刑期で模範囚なら出てくるのだと、かつては教えられたわけです。最近、これに関していろいろな事を教えていただいたら、長期刑の人がたくさんいるのだというお話で、そういう事情も世の中の皆さんによく知られているか、ちょっと分からないですよ。
- 松田准教授 榊さんがおっしゃられたように、やはり正確にするには、説明は付けた方がいいとは思いますが、無期懲役自体が自己矛盾の言葉になっておりますから、そこを説明するとかえって混乱するということはないでしょうか。「無期懲役は一生収容する刑です」という説明を「うん、うん」と読んでおいて、「一定の場合には釈放します」となると「えー」という形になりますよね。私がこの案を作った時はそこまでは考えていませんでしたが、今、榊さんから指摘いただいて改めて考えてみると、そういう意見になりますね。
- 吉野教授 それに関しては、民間の人がいろいろ批判してきた部分で、無期懲役に仮釈放があると知らなかったからこう答えたのだけれども、仮釈放があるのだと分かったら意見を変えましたという人がいるわけですよ。だから、やっぱりそこは何か説明を加えておいた方がいいかもしれませんね。何かよい表現はないですか。
- 谷藤教授 法務省案で出されたのは、やはり長いですね。付加情報が少し多く入っています。「無期懲役は、受刑者を一生刑務所に収容する刑ですが」という部分はいらないかも

しれないですね。「一定の場合には仮釈放をすることができます。仮釈放中に再び犯罪を犯すなどすれば、刑務所に再び収容されます。」という下りも、付加情報としてはちょっと多い感じがします。制度の説明をきちんとされようとしているとは思いますが、「一生刑務所に収容し、仮釈放も許さない刑を「終身刑」と呼ぶことがあります。」を「終身刑といいます。」とだけしても、それだけでも十分説明でき、我が国で採用されていないと、そんなことも一般の方は分からないですかね。

○中村刑事法制企画官 我々も正確に言おうとすればするほどどんどん言葉が増えていくというところがありまして、どこで思い切って短くするのか、どこが本質なのかというところがポイントかなと思っております。

○加藤刑事法制管理官 実は二要素ありまして、林先生から御指摘があったように無期懲役といえは普通は一生入っているのだろうというふうに私などの感覚では思うのですけれども、一方で、無期懲役刑は10年経つと出てくるんだということがかなり言われていたことがありまして、割りと軽い刑なんだという印象を持たれている方もおられるようで、その両方に対応しなければいけないのかというところが悩みになってます。

○谷藤教授 法務省案の方を残すとすれば、「仮釈放中に再び犯罪を犯すなどすれば、刑務所に再び収容されます。」というところは説明としては丁寧ですけれども、あえて入れる必要性は全くないと思います。それで、「一方」と言わなくても、「一生刑務所に収容し、仮釈放も許さない刑を「終身刑」と呼びます。」という説明でもって、もう質問に向かうということで十分だと思いますね。

○榎局付 先ほど御指摘のあった「収容」という言葉は若干難しいということでしょうか。

○谷藤教授 だから、もう「収容」だとかそういうものはなるべく使わない。法律的な用語はみんな取ってしまうということです。

○林副理事長 言葉を易しくすれば、「無期懲役は一生刑務所から出られない刑ですが、仮釈放で社会に出られることがあります。これに対して…」というのはどうでしょうか。

○吉野教授 だから、この「出られませんが」と言ってるのに、出られることもあるんだよと言う説明が矛盾しているように聞こえるのですよ。

○中村刑事法制企画官 ここもなかなか悩みどころでして、制度として当然、仮釈放という制度があるわけですけれども、仮釈放される人数がどれぐらいいるのかというようなどころもありますし、無期懲役の刑を受けて、刑務所の中で亡くなる受刑者もおられるわけで、そういったところを、全部説明しようとする正に情報過多になってしまうと。

○吉野教授 ブレインストーミングとして申しますが、これはどうでしょう。「我が国では

死刑の次に重い刑は無期懲役です。無期懲役は、受刑者を一生刑務所に入れておく刑ですが仮釈放することができます。」。

○谷藤教授 「受刑者」はいらないんじゃないでしょうか。

○吉野教授 「無期懲役は、一生刑務所に入れておく刑ですが仮釈放することができます。現在、我が国は仮釈放を許さず一生刑務所に収容する「終身刑」はありません。」でしょうか。

○中村刑事法制企画官 このワーディングはまた次回御検討していただくということで、時間もございますので、次にプリテストの大まかな方向性につきまして、御意見を頂けたらと思います。

プリテストにつきましては、特に新たな問が回答者にとって理解・回答しやすい問になっているかどうかということを確認する必要がございますので、従来からの質問に新たな質問を加えて行っていただくことが適切ではないかと考えておりますけれども、予算の関係もございまして、調査対象者の総数は、100名程度でお願いすることといたしたいと存じます。そうしますと、プリテストの実施方法としましては、今日の御議論でA案、B案または第3案ということですが、一つの案について、一つのパターンの質問を調査対象者100名に対して行う方法と、今日の御議論の中ではB案よりもA案の方が適切であるという御意見でございましたけれども、例えば、二つのパターンの質問で、調査対象者をそれぞれ50名ずつにして行くと、そういったいろいろな方法が考えられるところでございますけれども、こういった点も含めまして、プリテストについて御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○松田准教授 A案、B案とはまた別なんですけれども、本番の調査でないということですから、もともとのQ2はやはり全面廃止ということを狙う質問としていいかもしれませんが、世論調査でありますので、きちんと等価の選択肢を作ったものでの数字を見てみたいということから言うと、全部の質問を聞いた後に、試しにQ2に代わる通常の「死刑存続」、「どちらと言えば存続」、「どちらかと言えば死刑廃止」、「死刑廃止」という4択のものを聞いてみるということは可能なんじゃないでしょうか。例えば、100名程度でそれを一番最後に入れてみて、一番最後にバイアスが入るかもしれないけれども。Q2とどれほど数字が違っているのか、あるいは似通っているのかということ、同じ人に聞いてますから、その中でも違いというもののデータを手に入れることができる機会になるんじゃないかと思うんですが。

○吉野教授 同じ人に、例えばA案ならA案の最後のところにQ5として、Q2と同じ質問を入れるということですか。机の上で考えればそれは比較になるけれども、同じ人に聞いたら「さっき聞いたじゃないか」と言われるかと思えますよ。

○松田准教授 それは分かるんですけども、迷惑を掛ける方が失礼ながら100名しかい

らっしゃいませんので、そこは勘弁していただいて、もし「さっきも聞いたじゃないか」と言われた場合はそういうふうに言われたというふうに書いてもらうとかということで。やはり、問題点は選択肢にあるわけですから、そういった形の質問の数字が同じ人に聞いた場合にどうなるのかなというデータを取っておいてもいいんじゃないかなという発言はさせていただこうと思います。

○吉野教授 100名程度だから、ランダムサンプリングの統計的推定の話は消えてしまうわけですよ。たくさんいろんなことをやらなきゃいけないから大変なのですがけれども、A案だけで100名ならばプリテストとしては大丈夫かなと。

○谷藤教授 私もそっちが望ましいと思います。A案、B案を二つ分けて50、50でやっても全く意味がありませんし、有効な結果が得られるわけではありません。

○吉野教授 A案というのは今回新しい質問が後ろにくっついているだけです。前半の質問は前回の世論調査と比較できるわけですね。

○谷藤教授 だから、A案でやるならA案だけで100名でやると。

○吉野教授 ただ、松田さんが言うのももっともなのだけれど、同じような質問を入れるという意味ではないのだけれども、その意図を何か救うアイデアはないかと思って。50、50じゃ、いくらなんでも難しいかな。

○谷藤教授 問題は松田さんのいう四つの選択肢を入れるかどうかということですね。

○中村刑事法制企画官 要は100名程度のプリテストとした時に、そのようなプリテストで何が分かるかということかと思うのですけれども。

○林副理事長 数の比較ではなくて、言葉のどこで引っ掛かるかとか、そういうようなことが分かるのではないのでしょうか。

○吉野教授 調査会社で面接員が現場に行って、現場でのイエス、ノーの反応というよりも、相手がちゃんと文言を理解してくれるかとか、ちゃんとスムーズに答えられるかどうかとか、そういう反応をデ・ブリーフィングしてくれる情報が一番重要であって、このプリテストのサンプル・サイズでは小さすぎて、賛否の回答のパーセントなんかはダイレクトには精密には比較できないのでね。

○谷藤教授 数字は比較できないですね。

○松田准教授 あえて言えばですね、今、B案はいらないだろうという話になって、A案でいこうかという話になっているのであれば、A案だけでいくと。ただし、私のレジュメに

もありますように、終身刑導入かどうかというところを2掛ける2の4択にすると、4択の順番が恐らく問題になってくるんだろうと思うんです。この順番のパターンを二つぐらい用意して、それで影響が出るのかどうかということの比較テストも意味があると思います。50, 50ではバイアスが大きいから、結局意味がなくなったということになりかねませんけれども、それでも、比較するというのであれば、選択肢の並び順によってどうなるのかを見るということの意義はあります。

○中村刑事法制企画官 その点はいかがでございましょうか。

○吉野教授 選択肢の順番というのは、林先生と松田先生でちょっと違ったのですよね。

○林副理事長 私は最初の方がそろってる方がいいと思ったんですけど、松田先生は後ろの方がよいという意見です。

○松田准教授 「終身刑を導入して～」, 「終身刑を導入して～」, 「終身刑を導入せず～」, 「終身刑を導入せず～」と文言的に上二つをそろえるか、下二つをそろえるかどちらがいいのか、現状のレベルから言うと、「終身刑を導入せず、死刑を廃止する。」というのが強いやつですね。これを一番上に置いて、2番目には「終身刑を導入して、死刑を廃止する。」, 3番目は「終身刑を導入して(も)、死刑を廃止しない。」, 一番最後が「終身刑を導入せず、死刑も廃止しない。」という、このレベルに合わせてやった方がいいのではないかと思います。

○吉野教授 どちらも面白いポイントけれども、先ほどの御説明のとおり、今回の調査は飽くまでも死刑制度の存廃の有無がポイントなわけですよね。そう見るとどちらがいいのか。

○林副理事長 導入するという条件の中で、廃止か存続か、導入しないという条件の中で、廃止か存続かという方がなんとなくいいように思います。

○吉野教授 将来終身刑を導入するかしらないかの問題ではなくて、それはそれで興味があるのだけれども、今回の調査に合っているかということもありますよね。

○中村刑事法制企画官 あともう1度、9月8日に予定がございしますので、また続きの御議論をお願いしたいと思います。なお、プリテストにつきまして、皆様方の御異存がなければ、吉野先生にお願いをして実施していただくということでもよろしゅうございませうか。

○谷藤教授 条件は全く同じで、個人面接法でやるんですか。

○吉野教授 面接法ですね。調査会社と打合せをしたら、平成元年と平成6年にこの件に関

して検討会が開かれた時にプリテストをやっているようで、それと同じことを考えると、首都圏で100名か、あるいは首都圏で50名、地方都市で50名というような形で、恐らくサンプリングはランダムウォークでやると思います。

○**懈局付** 今のところで、首都圏で100でやるのか、首都圏と地方都市で50、50でやるのか、そこはどちらの方がいいのかということはございますでしょうか。

○**吉野教授** 二つ比べなければいけないとするならば、一つの調査票に対してサンプル・サイズがすごく小さくなっちゃうでしょう。50人、50人で更に半分という。

○**中村刑事法制企画官** その検討も含め、吉野先生にプリテストの実施をお願いするというところでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○**中村刑事法制企画官** ありがとうございます。それでは吉野先生よろしくお願いたします。

それでは、お時間が過ぎてしまいましたけれども、本日の検討は終了とさせていただきたいと存じます。次回につきましては、9月8日(月)午前10時30分から、本日と同じく法務省地下1階の会議室で第2回目の会合を開催させていただきたいと思います。次回も今日御検討いただいた二つのテーマを中心に御検討いただいた上で、プリテストに用いる質問の選択肢について確定させていただければと存じます。次回の御検討をより深いものにするためにも、もし、質問、選択肢、そのほかにつきまして具体的な修正案なり、また、資料等がございましたら、あらかじめ御提出いただければと思います。

○**谷藤教授** 確認ですが、次回でも今日の議論を踏まえて、法務省として、こんな案というふうな形で出していただけるのでしょうか。

○**加藤刑事法制管理官** 整理をさせていただいて、どういう形か御検討に資するような資料を用意いたします。

○**中村刑事法制企画官** 本日は長時間どうもありがとうございました。

—了—